

大屋根リングのリユースをご検討されている皆様へ

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設され、各地方公共団体において、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として活用されています。

大屋根リングのリユース公募により譲渡を受けた木材を活用する場合にも適用できる可能性がありますので、各地方公共団体の森林環境譲与税の窓口にご相談ください。

地方公共団体の皆様へ

公募要領等にも記させていただいておりますように、地域再生計画等に記載されている事業や取り組みに万博の施設設備等を再利用いただく場合、地域再生計画等への適合が認められますと無償で譲渡が可能になります。無償での譲渡を希望される地方公共団体の方は、予め（事前に質問受付へ）「無償譲渡希望」の旨を連絡してください。

また、譲渡先が負担する輸送費、移築費については、地方創生交付金や企業版ふるさと納税等が活用できる可能性がありますので、必要に応じて検討してください。